

## 第6回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成18年10月23日（月）午前10時30分～12時00分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、事務局職員3人
- 4 議事内容（概要要旨）

### 1 議事

（1）平成18年度パブリック・コメント審議会会長及び会長職務代理との打ち合わせ結果について

（2）平成17年度実施パブリック・コメントの総合評価の実施について

平成17年度実施パブリック・コメントの総合評価の承認について

それでは議事に入ります。

この8月28日に会長と会長職務代理との間で打ち合わせをさせていただいて、総合評価の、評価の仕方についていろいろと検討させていただき案をつくらせていただきました。事務局から、御説明よろしく申し上げます。

それでは、資料に基づきまして簡単に御説明をさせていただきます。

まず1ページです。これは正・副会長さんと御協議いただいた中での結果です。

評価方法につきましてですけれども、9件につきましては皆様方に既に御案内させていただいて評価をいただいております。

まず、評価方法の、ですけれども、番号の1というのは、「よくできている」2番は「できている」3番は「できていない」の3段階評価とさせていただいております。「よくできている」ということは、わかりやすく伝える工夫がされているという考え方です。「できている」は、必要最小限の説明、取り組み等がなされている。3番、「できていない」ということは、必要最小限の説明、取り組みが十分ではないと、こういった考え方で1、2、3の評価をしていただくといった考え方です。

それともう一点、実績シート、例えばまちづくり協議会とか自治会に説明していただきましたか、どうですかという、ものでございますが、そういった事柄につきましては、実績シートの案を事務局の方でつくらせていただいて、それに基づいて、これに客観的に「実施した」とか「していない」とか、そういった評価をさせていただくと、こういうものです。

それから、ですが、パブリック・コメントを計画的かつ戦略的に進めて実行、評価するためということで、PLAN・DO・SEE（計画・実行・評価）こういったことを活用させていただいて、整理して評価することにさせていただいています。この分につきましては、評価指針としましてパブリック・コメント条例の目的、理念に基づきまして、基本的に「市民参加」「説明責任」「情報共有」

この3つを柱とさせていただきます。

ですが、評価については、当初点数評価という考え方で事務局も御提案させていただきましたが、そういったことによらずに、実績に基づく評価、実績評価ということで、審議会の皆様方の御意見をいただく中で総合的な観点から御判断いただくと、そういうことで考えています。評価資料の作成につきましては、先ほど申しましたように、事務局の方で実績につきましても、これは実績評価シート等を作成させていただくことが必要であると、そういったことを考えています。

次2ページが、パブリック・コメント評価シートの案ということで、今回ですと9件の分がありました。現状評価の番号でいきますと、1番から8番については、1、2、3、「よくできている」とか、「できている」「できていない」とかといった形で評価していただき、9番から、19番については実績を事務局が作成しまして、これに基づいて「実施した」とか「していない」とか、そういった評価項目になっています。21～23についても、各委員さんによります1、2、3の評価をしていただく、こういった評価シートの案です。

次に、5ページですが、総合評価という言葉を使わせていただいています。皆様方8名の委員さんにそれぞれ9件のパブリック・コメントにつきまして評価をいただきました。それを1枚物にまとめさせていただくのを私ども総合評価シートと表現させていただいています。これが次のページ、6ページに載っております。

宝塚市市民パブリック・コメント総合評価シート案の作成における考え方ということで、1番は総合評価の考え方で、1が「適切である」2が「もう少し努力が必要である」3が「不適切である」の3項目に評価を分けさせていただきます。

2番の各項目の評価方法についてですが、これは、1が「よくできている」2が「できている」3が「できていない」の3段階評価、これは8名の委員さんで評価いただいたものに基づきまして、パブリック・コメント審議会の中で全体の総意という形で総合評価をしていただけたらという考え方です。

もう一点、実績評価の方、実績評価というのは実績評価シートに基づく、「実施した」とか「していない」の2段階評価、12番から23番についての実績シートの結果に基づいて、審議会の中で委員さんの御意見をいただく中で総合的な評価をしていただきたい、こういう考え方です。

3番目については、同じような形で総合評価をしていただくということを書いています。

7ページについては、今後事務局としましては、答申の原案を作成させていただいて皆様に御議論いただきたい、このように考えています。本日、時間なかなか厳しゅうございますけれども、パブリック・コメント審議会の答申内容という

ことで、「現状分析」「課題」「今後の方向性」について、お考えをいただけたらということで資料としてつけさせていただいています。

8 ページですが、これが実際の総合評価シート、例えばこの 1 は個人情報保護条例の改正に伴うパブリック・コメントの実施についてということで、これは A、B、C、D、E、F、G、H まで、これは各委員さん方、個人名を入れたら情報公開の関係もありますので、一応アルファベットで 8 人の委員さん方を A から H まで表示させていただいています。例えば番号 1 の政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景が説明されているという項目で、これについては A 委員さんは、2 の評価ですと。2 の評価というのは、現状評価の 2 の「できている」ということです。そういった形で、H の委員さんまでのこういった 1、とか 2、とか 3、とかの評価結果をあげています。

また個人情報保護条例の総合評価シート番号 1 の政策等云々のこれについての各委員さんの評価の結果である「1 の計」が 4 と書いています。これは「よくできている」と、評価していただいた委員さんが 4 名おられたということです。同じく「2 の計」が 2 と書いています。これは「できている」という評価をしていただいた委員さんが 2 名おられた。それから「3 の計」が 2 と書いています。これは「できていない」という評価をしていただいた委員さんが 2 名おられたということです。

そして一番右側の総合評価の項目、この考え方はいろいろ御議論いただいたらいいと思いますが、例えば 1 の計が 4 人で、2 の計が 2 人でしたら、これは「よくできている」という判断と、「できている」という判断の委員が計 6 人いるので、総合評価は評価シート下には書いている「適切である」とか、「もう少し努力が必要である」とか、「不適切である」と、いったうちのどれかに入れようかという議論をこれからして頂くわけです。例えば「適切である」の総合評価にするといった判断を行う、そういう考え方で整理をしていただきたいと考えています。

総合評価というのは、1 が「適切である」2 が「もう少し努力が必要である」3 が「不適切である」こういった表現。わかりにくいかもしれませんが、そういった考え方です。

評価は点数評価によらず実績評価というのがよくわからない。実績も点数であらわしたりするので、これは対立する概念ではないと思います。

仮評価で非常に気になったことです。現状評価のところ、「よくできている」「できている」「できていない」という説明の中で、「できている」のところが必要最小限の説明、取り組みがなされているという必要最小限という言葉についてですが 2 番目に必要最小限とあって、必要最小限の説明も 3 ではできていないとなったら、3 になったらもう一度やり直さないと意味がないことになると思うのです。私はその表現が少しひっかかりまして、3 は絶対にやりづらいなと思いました。

そうしたら、3「できていない」のところでは、最小限の取り組みはされているが、何か資料等が不足しているとかといった表現にするとした方が良いのではないかと考えます。これは意見です。

今回のこの評価シートを見ると、まちづくり協議会とか、宝塚地区においてまだ現地に存在しないものがあると思います。そういうところに対して何か説明をしたのかと言われても、ありもしないのに説明できない。それと、今のまちづくり協議会では、こういうことに対してそんなにやるような組織とか機能とか活動目標に入っていないと思うのです。

今現在平成17年度のパブリック・コメントについては、例えば自治会への説明、まち協への説明を担当課に行っていた旨を担当課の方には何も伝えていないので、自治会、まち協等への説明がされていないことで速やかに、担当課は何もしていない、少し努力足りないということになると酷な話だと思います。

今回、自治会、まち協等へは説明をしておくということを審議会の方で決めていただいたので、これからは説明をして下さいということになります。まち協のことですけれども現在、宝塚市内には20のまち協が全部成立しています。全区域カバーしています。ただ、まち協の成熟過程ということで、仁川等については議決機関と執行機関をつくって、よりよいまちづくり協議会をつくろうという努力を各地域でやっていただいています。まちづくり協議会と自治会連合会、これはどちらも存在するというので、条例では日常生活で非常に密着したものについては、自治会並びにまちづくり協議会へ説明することを定めてはおりませんが、基本原則にしています。例えば、ここで言いますシート3の宝塚市総合計画後期基本計画については、ここでは「していない」ということになっていますが、自治会連合会、それから7つのブロックのまちづくり協議会、自治会連合会に説明をしています。それから、宝塚音楽学校の旧校舎等利活用計画案については、具体的な説明はしていませんが、考え方等については、先ほどの宝塚市総合計画後期基本計画と同じように自治会連合会での利活用の考え方、それからまちづくり協議会についても同じ考え方を説明しています。活用計画案については説明していません。

自治会連合会の説明という場合に、各地域7つのブロックから理事を選出していただき、全部で30名の理事がいます。これを理事会と称していますが、市として自治会連合会への説明という場合には、この理事会へ説明することをもって、30人の理事に説明することをもって自治会連合会へ説明したという考え方を持っています。

パブリック・コメントの内容を全部の団体に説明をするということではなしに、計画その他内容により全部の団体に説明をする必要があるものと一部の団体への説明で良いとするものと、このあたりの使い分けが必要だと思います。

したがって、この全部に がいかなくてもそれはやむを得ないことであるといった理解をさせていただいています。

全部の団体に説明をしたから評価が高い、一部の団体への説明しかしていないので評価が低いというのは計画その他内容により違ってくると思うので、それだけをもって評価をするのは難しいと思います。よって最後の総合評価が大事になってくると考えるのです。

実績評価についてですが、いわゆる事実評価ですね、やったかやらなかったか。そうすると、全部やった場合もありますし、やる必要がないと考えて一つだけやったとか、このような形で だけついてきて、それを全体としてどう見るのが課題であるように思います。

パブリック・コメントはこちらから説明するので、通常の場合、説明会だけでいいと思うのです。説明をして議論をしてそこで決定するわけではないので説明したら、それに対する意見は個人だと思うのです。だから、その実態として、どういう団体なり組織に説明をしたかが大事だと思うのです。ただ丁寧に行っているところもあるので、こちらとしては、そこまで努力してみんなで意見を聞きたいとしているのであればよしとしないといけないのではないかなという意味なのです。だから、全部しなければいけないという意味ではないのです。

今、このパブリック・コメントに対するいろいろな資料は、市役所とサービスセンター、サービスステーションで見れないと思います。それだけでは一般の市民しか見ないのではないかなと思うので、そうすると見る人は見るけれども、見ない人は見ていないということになると思うのです。だから市民の皆さまに、パブリック・コメントの資料がどういうところに置いてあるとかをお知らせする必要があるのではないかなと考えます。もっと広い意味で言えば、自治会が大きな団体であれば、自治会にもまち協にもそのほか団体にもありますよとお知らせするとかです。そうすることにより、市民からのいろいろな意見がもっと吸収されるのではないかなと思うのです。

これについては今後の課題ということで記録にとどめておいて下さい。

これから平成17年度実施のパブリック・コメントにつきまして、一件ずつ順次評価をお願いします。

この前評価したのは仮評価と聞いていたので、もう一回何か新しい基準ができて、それで評価するのかなと思っていたのですが、そうではないのですね。この前評価したのは本評価、それをもとに評価するということですね。

先日評価していただいたものは各委員さんごとの予備評価と考えています。今日お集まりいただいた中で平成17年度実施パブリック・コメントの総合評価の方法について本審議会でご承認いただいたものをもって評価するものが本

評価という考え方です。

評価するときに、もちろん絶対評価なのですが、どうしてもこれだけそうと相対的に評価をしたくなってしまい、結局相対的にこれがあるのだったらこれをきちんとせざるを得ないのではないかと、そのような評価になってしまったことがあるのです。

この評価をする目的ですが、評価をするのは、パブリック・コメントの方法をもっともっと改善していき、行政担当部局にもパブリック・コメントを実施するにあたり、こういうことに気をつけていかなければいけないのですよという啓発をすることによって改善していくことになると思うのです。だから、つけられた点が当局にとっても名誉、不名誉につながる危険性はありますが、要はよい方向に変えていってほしいという意味です。あるいはまた、逆に逆戻りしないようにしたい、そういうふうに割り切っていた方がいいと思っています。だから、この点数そのもののつけ方も次年度また変わるかもしれないし、あるいはこの項目そのものも改善されていくということは否定しません。だから、余り絶対というふうに思わないで、相対でいいのだと思っています。

自治会連合会の説明という場合に、各地域7つのブロックから理事を選出いただき、全部で30名の理事がいます。これを理事会と称していますが、市として自治会連合会への説明という場合には、よくこの理事会へ説明することをもって、30人の理事に説明することをもって自治会連合会へ説明したという考え方を持っています。

審議会等でいろんな手だてをとった場合に、パブコメまで要するのかと、どの段階でパブコメをやるべきかという議論がどうしても不可欠であり議論しないといけないと思います。

パブリック・コメント審議会に出される前の実績については、こういう趣旨で地域に説明に入っているけれども、これではしてないけれども、審議会なり、あるいは性格上、地域の方にはこういうふうな説明会を公民館なりで持ったというようなことを具体的に出して、これはしてないが、かわりにこれがあるからこれはしなかったというあたりをきっちり出してもらうべきであると考えます。

各部局に自己採点していただくときに、手引を用意してあげる必要がまだまだあると思うのです。今のような話をわかりやすく担当部局が判断できるようにしてあげていただきたい。

また工事とか計画などの地元協議の場合に、出た計画案の段階で審議会に送ると審議会で一応それが内定して、本決定する前にパブリック・コメントかけるのか、審議会が決まってからパブリック・コメントかけるのかという問題があると思います。

総合計画の場合は、審議会の最終答申が出る前に原案の段階でパブリック・コ

メントを実施しています。

今迄の行政は目的を達成するために審議会、議会を通せばそれで終わりだったのですけれども、これからはパブリック・コメントがあるということでどんどん変わっていくという前提で考えますと、今すぐ100点満点はあり得ないと考えます。

最終決定に到るまでのプロセスでパブリック・コメントは存在すべきであるという原則を確認したということでよいと考えます。

(評価作業)

点数をつけていただいた上でいろいろとお感じになったこともあると思いますので、それも含めて、以後の課題としてちょっと押さえておきたいと思います。

マネジメントサイクルの順番、つまりPLAN・DO・SEEの順番を少し市の方は変えています。つまり、実績評価の部分と、それから1、2、3評価の部分ですが、グループをばかっと一緒にしてしまった点で流れが少し寸断されていますので、これはもとへ戻していただきたいと思いますが大丈夫でしょうか。次からはPLAN・DO・SEEに戻してください。この形ですよ。ここの部分は1、2、3、また下の方です。確かに回答している分で、突然多様な意見、グルーピングしているという形も面食らったのです。

それから、総合評価の入れ方ですが、書いていて感じたのですが、「不適切である」という3を自動的に をすることはできませんね、もしこれに をしたら、何が不適切なのか、どう改めるべきなのか、きちんと答えを書かなければいけないことになりますので、かなり実証性が必要になると思うのです。そういう点で、総合評価で自動的に「できている」の2に を入れていても、2が圧倒的に多いから、最後の総合評価、現状評価が2「できている」になっているのに、最後の総合評価が2「もう少し努力が必要」になると、少しずつがあるような気がするので、「もう少し努力が必要」何を努力するのかということなので、恐らく「大変適切である」「適切である」「もう少し努力が必要である」が適切であるという気もしました。

3「不適切である」をつけた場合は、何が不適切かということを入れないと。印象的に不適切というのは、言われた方困りますからね。具体的にここを指摘してあげると。

これの集約の仕方ですが、一応皆さんの合計点数とか平均が出ると思います。それをもとにもう一度最終確定答申をするための表示をしますよね。そのときに一度皆さんと議論できますよね。これはまだ途中経過ということになると思うのです。

答申案をつくる上において、評価はしたが合計点数というのはまた答申が出てくるわけですが、それだけではなくて、パブリック・コメント制度全体の

現状はこれでいいのかなということとか、今まで皆さん矛盾とか限界とか壁とかもいろいろお感じになったと思うのですが、そこから課題が出てくると思うのです。それとあわせて、今後の方向性はどのようにしていくかということについて御意見等ありましたらいただきたいと思います。

いろいろな団体への説明並びに事後の報告についてですが、これを見まして結局基本的に個人情報保護条例については、団体に個別にやる必要性というのは余り感じなかったのです。しかし、趣旨の徹底という点からすると、団体等に個別にやらないといけない。そのように評価するとやらなければいけないということになるわけですが、結局結論として、実態ですから「している」、「していない」だけでしか、評価ができないと思うのです。このようなことから、実績評価を行う際に例えば、実施機関の方から、どのような趣旨で何かをしたというような説明があればありがたいと考えています。

適用除外についてですが、これについても適用除外とした説明が必要であると考えています。

パブリック・コメントにかける計画案等の中味についてですが、全体的に文章の羅列が多く一目で、現在から将来このように変わり、このようなものができるといったことが分かる内容でないように思います。だから表、図、見取り図といったものが本当全体に欠けている気がします。この辺りをぜひ補って頂きたいと思います。

意見が出なかったということで、意見が出なかったこと即市民の合意というように市の方はどうしてもとるのですけれども、やはり中味によっては、意見が出ないのはなぜ出ないのだろうか、という内部的な対応をぜひやって頂きたいと思います。その点は意見として言わせていただきます。

パブリック・コメントをしたらそれで良しという手法だと困るというわけです。つまり、情報の共有、市民と本当に情報を共有していこうと思うところまでいかないといけないということを御指摘いただいたわけで、その水準から見てもまだ足りないものは幾つか見受けられるという指摘です。これはパブリック・コメント評価シートの基本的な考え方が「市民参加」してもらいたいということと、「説明責任」を果たしましょうということだけにとどまらず、「情報を共有」しましょうという3つの基本理念で立脚しているわけですから、共有という点ではまだまだ踏み込み努力、熱意が足りないという指摘であるように思います。

障害を持っている方へのパブリック・コメントにおける情報保障がどうなっているのか。例えば視覚障害者、聴覚障害の方に対するパブリック・コメントを実際にはどのように取り上げるのかということが気になるところです。もちろん求めに応じてでしょうけれども、そのあたりのことを今後配慮していた



だきたい。

それは障害者だけではなく、在住外国人をどう考えるかという問題もあると思います。特にニューカマーの人なんかは日本語わからないですよ。そういうことをデータの的に出るものでしたら、出していただきたいと思います。

## 2 その他

### (1) 平成18年度パブリック・コメントの実施状況について

18年度のパブリック・コメントの実施状況について御説明いただきたいと思います。

1つ目は「(仮称)宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の制定について」これはもう既に募集期間は終わってしまっていて、結果公表は10月2日に行っています。8人の意見提出で、意見提出件数は3件でした。

2つ目は「宝塚市国民保護計画」これについての、意見募集は10月5日に終わっています。結果公表については、あさってですが、10月25日ということになっています。3人の2件です。

3つ目は、「産業振興基本条例と企業立地促進条例」これは現在、10月2日から今月末31日にかけて産業振興基本条例と企業立地促進条例、この2本をやっています。結果公表日はいまのところ未定です。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

### (2) 今後のスケジュールについて

次に今後のスケジュールを事務局から御説明いただけますか。

次回は平成19年1月15日(月)午前10時からお願いします。

基本的には次回が最後と考えていますので、今日までの意見をまとめさせていただいて答申原案を出させていただきます。ここで答申原案について過日修正をいただいて、その後については正・副会長にお任せいただき、その後お任せいただいた修正については、各委員さんにお返しする予定です。そういう手続を経て、意見があればまたお伺いし、加筆修正をし、できるだけ早い2月中旬に市長に答申をいただく予定を考えています。

次回、最終の審議会までに各委員さんごとに答申案を送付させていただく予定です。